((様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	5		担当課	健康増進課
法令名	ハンセン病問題の解決の促進 に関する法律第 19 条に規定 する援護に関する政令	根拠条項	第2	条第6項	不利益処 分の種類	援	養の変更	

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令 (平成21年 政令第22号)

第2条第6項

都道府県知事は、常に、援護を受けている者(以下この条において「被援護者」という。)の生活状態を調査し、援護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被援護者に通知しなければならない。第13項の規定により援護の変更をするときも、同様とする。